

【五本松小学校放課後児童クラブ 保護者会規約】

(名称)

第1条 この会は、五本松小学校放課後児童クラブ保護者会という。

(組織・構成)

第2条 この会は、クラブに入会した児童の保護者全員で構成・組織する。従って、児童入会と同時に保護者が保護者会に入会することとなる。(短期入会及び休会中も含む)

(目的・活動)

第3条 この会は、五本松小学校放課後児童クラブ(以下、クラブという。)において、全児童が平等に保育を受けられ、安全に楽しい時間が過ごせることを目的とし、放課後児童支援員(以下「支援員」という。)と協力し、以下の活動を行う。

- (1) クラブの運営及び管理への参加、支援
- (2) クラブが実施する事業活動(イベント及び企画など)への参加及び支援
- (3) 関係する各種団体との連携
- (4) その他この会において必要とするもの(イベントなど)

(役員の任期と選任方法)

第4条 この会は、総会において以下の役員を置くものとし、入会児童数が定員人数より多い場合には、役員の増員ができる。また、任期や選任については、以下の通りとする。

- (1) 任期は原則1年とする。
- (2) 選出された役員は、互選により任務を決定する。
- (3) 年度途中で退会等により、役員が減少した場合は、原則として総会において補充することができる。
- (4) 兄弟姉妹で、いずれかの児童で1回のみの選出を基本とし、児童減少等で役員選出が困難な場合は再度役員の選出対象となる場合がある。
- (5) 退会等により在籍継続がなされず、役員を任期中に中途辞退した場合は、新たに役員選出対象者となる。
- (6) 原則として未経験者より選出されるが、本人の希望による立候補や再任は妨げない。また、この場合、保護者会の互選により選任され決定するものとする。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は、主に次の通りとし、総会・定例会に応じて役員会を開催する。

- (1) 会長…この会を代表し、会務を総括し、総会および役員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長…会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けるときは、その職務を代行する。
(書記業務を兼任する場合がある。年度末の会計監査は、副会長が行う。)
- (3) 書記…この会の事務処理にあたる。(副会長が書記を兼任する場合、書記は置かない。)
- (4) 会計…この会の経理にあたる。

(総会)

第6条 総会は、会員全員で構成し、毎年4月を定期として開き、必要に応じて臨時会を開く事ができる。また、総会は、次の事項を審議し、決定する。その際、決議は構成人数の過半数以上の賛成で成立とする。可否同数のときは協議の上、決定する。但し、緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事
- (3) 役員の選任に関する事
- (4) 規約の改廃に関する事
- (5) その他必要な事項に関する事

(役員会)

第7条 役員会は、役員全員で構成し、会務を協議し執行する。また、必要に応じて規約の見直しを検討する。

（定例会）

第8条 定例会は、4月に開催される。また、決議事項が発生した場合は不定期に開催される。

（1）定例会は、主に活動報告や情報交換を目的とし支援員はこの定例会のオブザーバーとする。

（2）定例会は、会員全員の過半数以上の出席で成立とする。

（3）出席者が過半数に満たない場合は定例会を行わないものとし、役員は書面にて活動の報告を行う。

（4）定例会は、本規約第6条の総会及び臨時会として開催される場合もある。

（会費）

第9条 この会の運営は、会費・寄付金による。会費は、児童1人につき、月額300円とする。

会費の納付義務は入会した月から発生し、毎年4月の定例会で年間分を納めるものとする。ただし、中途入会等、やむを得ない場合は、指定された期日までに支払い（銀行振り込み可）をすること。支払いがされない場合は、保護者会会長より督促状を発行する。

（休会・退会及び会費の返金）

第10条 クラブを休会または退会する場合は、必ず支援員にその旨を連絡すること。また、保護者会費の返金及び負担金は、以下のように定める。

（1）月の初日から末日までの期間のうち、1日以上在籍した場合は、会員は保護者会費（月額300円）を納入する。

（2）児童クラブを休会する場合は、会費の返還はないものとする。

（3）月度途中の退会は翌月以降の会費を返金する。

（保護者の義務）

第11条 この会は、保護者で成り立つことから、定例会への出席を義務とする。また、クラブの発展の為に保護者会の活動に積極的に参加すること。

（1）児童がクラブを欠席する場合は、保護者より指導員に必ず連絡をすること。

（2）退会・休会または途中入会の場合、その旨を指導員へ連絡し、保護者会役員へ届け出をすること。

（3）本規約9条に従い、会費を期日までに納入すること。また、会費を支払わない会員については、保護者会の運営する事業（イベント等）へ参加できない場合がある。

（規約の改定）

第12条 規約の改定は、総会（4月）で承認を得る。年度途中で変更を必要とする場合は役員会で審議、報告し、会員の承認を得る。また、この規約に定めるもののほか、必要な事項は申し合わせ事項として別に定める。

（補足）

振込口座のご案内

振込銀行口座のご案内…※請求月の月末までに会費をご入金ください。

■銀行名及び支店名：千葉銀行 鎌ヶ谷支店（店番：043）

■口座名義：どろんこクラブ

■口座番号：3555197

（※振込手数料は自己負担をお願いします。）

（附 則）

この規約は平成29年4月1日から施行する。尚、今後の改廃については、附則として改定時期を記録すること。

（附 則）平成30年7月18日

この規約は平成30年8月1日から施行する。

（附 則）平成31年1月30日

この規約は平成31年4月1日から施行する。